



白神ねぎのん ©能代市

出生届を出された方へ

ご誕生おめでとうございます。出生の手続きについてご案内します。 問い合わせ 市民保険課☎0185-89-2133

※能代市以外にご住所がある方は、お住まいの市区町村で案内を受けてください。

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	✓	✓
国民年金に加入している方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
出産前後 4 ヶ月間の国民年金保険料が免除となる制度があります。国民年金窓口⑦番で手続きをしてください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）またはマイナンバー（本人） ☐ 母子健康手帳		
出産育児一時金	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
出産育児一時金の請求が必要な場合がありますので、加入している医療保険へご相談ください。能代市の国民健康保険に加入している方は市民保険課①～④番で手続きしてください。			
医療保険	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
赤ちゃんの医療保険加入の手続きをしてください。 国民健康保険に加入される方はお住まいの市区町村窓口で手続きをしてください。			
能代市の国民健康保険に加入している方は市民保険課⑩～⑫番で手続きしてください。	☐ マイナンバー（世帯主）		
福祉医療費受給者証(マル福カード)	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 (本庁1階) ☎0185-89-2159		
能代市では高校生世代までの子どもの医療費助成制度（マル福）があります。 ・能代市の国保加入者→総合窓口⑩～⑫番で手続き ・社会保険加入者→市民保険課①～④番で手続き 申請期限：令和 年 月 日（ ）まで ※上記までに手続きすると、誕生日から適用となります。 ※上記以降も手続きは可能ですが、申請月の初日から適用となります。手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。	☐ 子どもの資格確認書等 ☐ 令和（ ）年度所得課税証明書 必要な人：父・母・（ ） ☐ 同意書（マイナンバー利用による所得照会） 必要な人：父・母・（ ） ☐ マイナンバー 必要な人：父・母・（ ）		
各市区町村が独自で実施している制度です。お住まいの自治体へお尋ねください。			
あきた子育てふれあいカード	秋田県次世代・女性活躍支援課 ☎018-860-1553		
中学生以下の子どもがいる世帯では、県内の協賛店でさまざまなサービスが受けられます。まだお持ちでない方は総合窓口⑩～⑫番でお申し出ください。 ※秋田県独自の事業です。県内の協賛店やサービスは、秋田県ホームページ「あきた子育てふれあいカード」をご覧ください。			
予防接種・乳幼児健診手帳	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
住民登録している市区町村役場からもらってください。 能代市の方は子育て支援課でお渡しします。 お子さんの母が能代市以外に住所登録されている方は、子育て支援課へお申し出ください。	☐ 母子健康手帳		

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	✓	✓
赤ちゃん訪問	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
能代市では、出産した市民の方を対象に、新生児訪問を行っております。子育て支援課で申込用紙をご記入ください。	☐ 母子健康手帳		
能代市すまいる♡めんchoco定期便	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
0歳児の子どもがいる方に、おむつ等の育児用品、誕生記念品をお届けします。子育て支援課で手続きをしてください。			
誕生祝い金	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
お子様1人当たり5万円を支給します。子育て支援課で手続きをしてください。 【支給要件】 ・お子様の最初の住民登録が能代市で、請求する保護者の住民登録も能代市にあること	☐ 請求者名義の通帳の写し ※お子様が誕生した日から起算して6ヶ月以内に申請してください。		
子育て応援給付金	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
お子様1人当たり7万円を支給します。赤ちゃん訪問時に、給付金申請書をお渡します。 【支給要件】 ・お子様の養育者で、出生後面談を受けた方	☐ 請求者名義の通帳の写し ☐ 本人確認書類の写し ※出産後面談等を受けた日から起算して4ヶ月以内に申請してください。		
児童手当	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
高校生以下の子どもを養育している方に支給されます。 ※出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。（遅れると手当が支給されないことがあります。） ※住民登録している市区町村で手続きをしてください。 ※公務員の方は職場で手続きしてください。			
能代市の方は子育て支援課で手続きします。 ※養育者のうち、所得の高い方が請求者となります。	☐ 請求者（父または母）の資格 確認書等（市国保の方は不要） ☐ 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ マイナンバー（請求者と配偶者） ☐ 委任状（代理申請の場合） ※必要な方と不要な方がいますので窓口でご確認ください。		
児童扶養手当	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）を育てている父子家庭の父、母子家庭の母には児童扶養手当が支給されます。 ※所得制限があります。 能代市の方は子育て支援課で手続きをしてください。	状況によって必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。		
保育所	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
保育所への入所を希望される方は、子育て支援課で手続きをしてください。			
市営住宅に入居されている方	都市整備課 建設・住宅係(本庁2階) ☎0185-89-2194・2196		
都市整備課で手続きをしてください。	手続きの種類によって必要なものが異なります。お問い合わせください		

